和牛統一マーク使用許諾要領

平成 19 年 12 月 19 日 制定 平成 30 年 7 月 12 日一部改正 令和 6 年 6 月 4 日一部改正

公益社団法人中央畜産会(以下「本会」という。)が商標登録を行った和牛統一マーク(以下「マーク」という。)に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1 目的

国産和牛肉を海外に輸出するに当たり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2 マークの図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に重ならない範囲で、上下に文字等を書き込んで使用することができる。
- (4) 併記する文字は、本会の許諾を得たものに限る。

3 マークの商標権

- (1) マークの商標権は、本会が所有する。
- (2) このマークの使用を本会から許諾された者(以下「使用者」という。)以外の者は、 無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- (3) 使用者は、他人にマークの使用権を譲渡することはできない。
- (4)このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4 マークの使用申請及び承認

- (1)マークの使用を希望する者は、別紙様式第1号「和牛統一マーク使用許諾申込書」を公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)宛て申請しなければならない。
- (2) 本会は、申込内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、許諾の旨を 回答するとともに、別紙様式第2号「和牛統一マーク使用許諾証」を発行する。
- (3) 和牛統一マーク使用許諾証の再発行を希望する者は、別紙様式第3号により、会長宛て申請しなければならない。
- (4)本会は、(3)の申込内容を審査の上、本要領の規定に適合すると認めた申請について、別紙様式第2号「和牛統一マーク使用許諾証」を再発行する。
- (5) 本会は、マークの使用申請又は使用に当たって必要に応じ条件を付けることができるものとする。

- (6) 国、地方公共団体及び会長が適当と認める団体が、広くマークの普及活動を行う目的で使用する場合には、当該団体からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。
- 5 マークの表示条件
- (1) マークは、下記の条件を満たす和牛の肉(以下「日本産和牛肉」という。)を販売する際またはこれを宣伝する際に表示できるものとする。
- ①マークを表示できる日本産和牛肉は、iの要件を満たすことが、「家畜改良増殖法」(昭和 25 年法律第 209 号) に基づく登録制度等により証明でき、かつ、i及びiiの要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉とする。
 - i 次に掲げる品種のいずれかに該当する牛であること。
 - イ 黒毛和種
 - 口 褐毛和種
 - ハ 日本短角種
 - 二 無角和種
 - ホ イからニまでに掲げる品種間の交配による交雑種
 - へ ホに掲げる品種とイからホまでに掲げる品種間の交配による交雑種
 - ii 国内で出生し、国内で飼養された牛であること。
- ②①の「登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。
 - i 公益社団法人全国和牛登録協会、一般社団法人日本あか牛登録協会又は一般社団法 人日本短角種登録協会が発行する次の書類。
 - イ 登録証明書
 - 口 子牛登記証明書
 - ハ 血統を証明する書類
 - ii 「家畜改良増殖法」に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する 次の書類で、本牛の品種又は品種の組合せを明らかにするもの。ただし、本牛の両親 がある牛が①に掲げる書類を有していることが確認できるものに限る。
 - イ 受精証明書
 - ロ体内・体外受精卵移植証明書
 - ハ 種付証明書
- ③①の「牛トレーサビリティ制度により確認」できるものとは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づき公表される牛個体識別台帳に関する情報によって品種及び飼養履歴が確認できるものとする。
- (2)マークは、日本産和牛肉及び当該牛肉をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に牛肉製造者氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。
- (3) マークは、日本産和牛肉のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に製作者氏名を明記しなければならない。
- (4) 会長が特に必要があると認めるものにマークを使用するとき。

6 マークの表示方法

- (1)マークは、シールに印刷し、日本産和牛肉自体、日本産和牛肉の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。
- (2) マークは、日本産和牛肉の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- (3) マークは、日本産和牛肉のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、 名刺、はがき等の資材に印刷表示することができる。

7 マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。ただし、マークの表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

8 使用者の義務

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに本会に通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争・審判・訴訟等について、本会に協力して対処するものとする。
- (4)使用者は、マークを表示したものの瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (5)使用者は、本会から要請がある場合は、マークの使用実態の報告又は使用資材等の提出を行わなければならない。

9 マークの不正使用に係る対応

本会は、使用者がこの要領を遵守せずに、許諾された日本産和牛肉等以外にマークを貼付するなどの不正使用が確認された場合には、使用者に対して是正を求めるほか、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用許諾の取消し
- (3) 社名の公表
- (4) 訴訟

10 使用期間

使用期間は、設けないこととする。

11 この要領の解釈その他の疑義は、会長が決定するものとする。

附則

この要領は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

※記入上の留意事項

和牛統一マーク使用許諾申込書

年.		-
/L.	н	H

公益社団法人中央畜産会 会長 殿 申請者 [使用予定者] (所在地) 〒

(名称)(代表者)(電話番号)(ファクシミリ)(E-mail)

和牛統一マークの使用に当たり、「和牛統一マーク使用許諾要領」を承諾の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

1 マークを使用するもの(該当箇所に2チェックする)□商品の包装資材 □チラシ □パンフレット □ポスター □広告□名刺 □はがき □その他()
2 マーク、マークシール等の印刷予定数 (1) 印刷アイテム予定数:() 個 (2) 総印刷予定数(個)数:()(個)枚 (3) マークの大きさ:タテ() mm×ヨコ() mm
3 併記する文字 有り () 無し ※併記する文字が有る場合は、マークに文字を併記した図案を、資料として添付すること 4 使用国・地域 (国・地域名:)
※海外での流通ルート等がわかる資料を添付すること。5 貴社業態:(該当箇所に☑チェックする)□商社 □メーカー □生産者 □その他()
6 問合せ先 (1) 部署名: (2) 担当者名: (3) TEL・FAX: (4) E-mail:

上記様式に記入が困難な場合は「別添」とし添付する。

(別紙様式第2号)

和牛統一マーク使用許諾証

年 月 日

○○ 株式会社○○○○ 殿

公益社団法人中央畜産会 会長

年 月 日付けで和牛統一マークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により 許諾する。

(別記様式第3号)

和牛統一マーク使用許諾証再発行申込書

年 月 日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿 申請者 [使用予定者] (所在地) 〒

(名称)(代表者)(電話番号)(ファクシミリ)(E-mail)

和牛統一マークの使用については、〇〇年〇月〇日付けで使用許諾を受けておりますが、 〇〇(理由を記載:(例)日英併記の和牛統一マーク使用許諾証を必要とするため、紛失 したため等)、和牛統一マーク使用許諾証の再発行を申請します。

問合せ先

- (1) 部署名:
- (2) 担当者名:
- (3) TEL FAX:
- (4) E-mail: